第２１回　府中市農業委員会総会議事録

１　開　会　　令和７年３月２１日（金）午後２時００分
　　閉　会　　令和７年３月２１日（金）午後３時１３分
　　場　所　　市役所おもや２階Ａ２０１会議室

２　会議録署名委員
　　９番　堀　江　昭　夫　委員　　１０番　高　橋　規実代　委員
　　１１番　市　川　耕　作　委員（会長）

３　出席委員

	２番　千金楽　千　詠　委員
３番　住　﨑　岩　衛　委員	
５番　市　川　　光　　委員	６番　平　田　佳　子　委員
７番　小　牧　直　子　委員	５番　市　川　　光　　委員
９番　堀　江　昭　夫　委員	１０番　高　橋　規実代　委員
１１番　市　川　耕　作　委員	１２番　戸井田　昭　次　委員
１３番　吉　野　英　治　委員	１４番　髙　木　一　郎　委員
１５番　澤　井　　正　　委員	
１７番　石　坂　成　雄　委員	１８番　大　室　正　行　委員
	２０番　松　村　昌　治　委員

４　欠席委員

１番　糟　谷　嘉　孝　委員	４番　菊　池　伸　明　委員
８番　土　屋　眞理子　委員	１６番　朝　倉　直　樹　委員
１９番　榎　本　重　雄　委員	

５　議　長
　　１１番　市　川　耕　作　委員（会長）

６　事務局（説明員）
　　時田浩一主幹　加藤泰幸主査　椹澤有一事務職員　原口幸代事務職員

議　事　日　程

1　会期の決定について

2　会議録署名委員指名について

3　第１号議題　報告　農地の転用届出について
（農地法第４条関係）

4　第２号議題　報告　農地の転用のための権利移動について
（農地法第５条関係）

5　第３号議題　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

6　第４号議題　引き続き農業経営を行っている旨の証明について

7　第５号議題　都市農地の貸借に係る事業計画の認定について

8　その他

（１）生産緑地地区の制限解除について　・・・資料№.１

（２）３月度活動報告について　・・・資料№.２

（３）令和７年度府中市農業委員会活動指針　・・・資料№.３

（４）次回の総会開催日

日　時　令和７年４月２２日（火）　午後４時から

場　所　市役所おもや４階Ａ４０１会議室

（５）その他

午後２時００分開会

〇議長（市川委員）　皆さんこんにちは、定刻になりましたので、ただ今から、第２１回府中市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、１番糟谷委員さん、４番菊池委員さん、１４番髙木委員さん、１６番朝倉委員さん、１９番榎本委員さんから都合により欠席との連絡が入っています。

出席者の人数は定足数に達していますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異義なし」の声）

ご異義がないようですので、今回は９番、堀江委員さん、１０番、高橋委員さんにお願いいたします。

また、今回も議案の説明は省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第１号議題、報告、農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は３件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第１号議題の説明文

第１号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第４条関係。

第１項、届出者は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇，〇の合計２筆、５９１平方メートル。届出書が到達した日は令和７年２月１８日、転用の目的は認知症グループホームとなっています。

２ページの案内図は当該地を示しております。

第２項、届出者は、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇〇、５６７平方メートル。届出書が到達した日は令和７年２月１８日、転用の目的は共同住宅となっています。

４ページの案内図は当該地を示しておりまして、当該地は第１項の当該地の北側に接しています。以上の第１項第２項の現地の確認は石坂委員さんにお願いしています。

第３項、届出者は、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇

の〇，〇，〇，〇〇，〇〇の合計５筆、１，６７０平方メートル。届出書が到達した日は令和７年２月１９日、転用の目的は共同住宅２棟となっています。

６ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんにお願いしています。

〇事務局（椹澤事務職員）　はい、会長、第１号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第４条関係。

第１項、第２項の現地の確認は石坂委員さんにお願いしています。

第３項の現地の確認は市川会長さんにお願いしています。

以上、よろしくお願いします。

〇議長（市川委員）　では、第１項、第２項、石坂委員さん如何でしょうか。

〇委員（石坂委員）　はい、資料の２ページ、４ページに案内図があります。ここは元々、近隣の道路よりも低い田んぼ地だったんですが、そこを埋め立てしまして周りの土地と同じ高さにし、住宅の造成を行っておりました。もう既に２項と１項の敷地については道が整備され、あとは着工を待つだけとなっており、特に問題ないと思います。

〇議長（市川委員）　はい、ありがとうございます。続いて第３項は私です。

５、６ページになります。元々ここは文化センターでジャガイモやダイコンを作っていました。１５日に現地確認に行ったところ、既に建設許可の看板が立っており、アパート２棟を建設する工事が始まっておりました。問題ありません。

１項から３項まで何かご意見等ございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第１項から第３項の報告は了承することにいたします。

次に、「第２号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は８件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第２号議題の説明文

第２号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第５条関係。

第１項、譲受人は、寿町〇の〇〇の〇〇、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は紅

葉丘〇の〇〇の〇、１４６平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和７年２月２８日、転用の目的は専用住宅となっています。

８ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は大室委員さんにお願いしています。

第２項、譲受人は立川市錦町〇の〇の〇、株式会社〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇、譲渡人は港区赤坂〇の〇の〇－〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は押立町〇の〇の〇，〇，〇，〇の合計４筆、１，００１平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和７年２月２８日、転用の目的は建売住宅１０棟となっています。

１０ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は榎本委員さんにお願いしています。

第３項、譲受人は多磨町〇の〇の〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、譲渡人は宮西町〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、土地の所在は多磨町〇の〇の〇〇〇、２．０５平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和７年３月３日、転用の目的は敷地拡張となっています。

１２ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さんにお願いしています。

第４項、譲受人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇の〇の合計２筆、１，１６６平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和７年３月４日、転用の目的は当該地の北東の実線で囲まれた部分を含め、建売住宅８棟となっています。

１４ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は糟谷委員さんにお願いしています。

第５項、譲受人は武蔵野市境〇の〇の〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は住吉町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は日新町〇の〇の〇，〇，〇，〇〇の合計４筆、１，１４３平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和７年２月２８日、転用の目的は建売住宅９棟となっています。

１６ページの案内図は当該地を示しております。

第６項、譲受人、譲渡人とも第５項と同じで、土地の所在は日新町〇の〇の〇〇、〇の〇，〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇の合計８筆、１，８０９．７０平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和７年３月６日、転用の目的は建売住宅１７棟となっています。

１８ページの案内図は当該地を示しております。

第７項、譲受人、譲渡人とも第５項第６項と同じで、土地の所在は日新町〇の〇の〇、１７６平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和７年３月６日、転用の目的は建売住宅４棟となっています。

２０ページの案内図は当該地を示しております。

以上の第５項から第７項の現地の確認は澤井委員さんにお願いしています。

第８項、譲受人は、府中町〇の〇の〇、〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は矢崎町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は南町〇の〇〇の〇，〇，〇〇の合計３筆、４８３平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和７年３月７日、転用の目的は建売住宅４棟となっています。

２２ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は朝倉委員さんにお願いしています。

〇事務局（椹澤事務職員）　はい、会長、第２号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第５条関係。

第１項の現地の確認は大室委員さんにお願いしています。

第２項の現地の確認は榎本委員さんにお願いしていましたが、委員さんは本日欠席となりまして、現地確認に行き、現地には果樹が植えてあり、草が若干生えていましたが、特に問題ないとの連絡をいただいています。

第３項の現地の確認は戸井田委員さんにお願いしています。

第４項の現地の確認は糟谷委員さんにお願いしていましたが、委員さんは本日欠席となりまして、現地確認に行きましたが、特に問題ないとの連絡をいただいています。

第５項から第７項の現地の確認は澤井委員さんにお願いしています。

第８項の現地の確認は朝倉委員さんにお願いしていましたが、委員さんも本日欠席となりまして現地確認に行ったところ、まだ農作物が植えてありましたが問題ないとの連絡をいただいています。

以上、よろしくお願いします。

〇議長（市川委員）　では、第１項、大室委員さん如何でしょうか。

〇委員（大室委員）　はい、３月１１日に現地確認に行って参りました。住宅を立てるとのことですが看板も立っておらず、工事も始まっていない更地の状態でしたが、見たところ何ら問題ないと思います。

〇議長（市川委員）　はい、ありがとうございます。第２項は先ほど事務局から報告があった通りです。

続きまして、第３項、戸井田委員さん如何でしょうか。

〇委員（戸井田委員）　はい、先日現地確認しました。案内図は１２ページになります。現地は鉄柵があって入れないので遠目で見たところ、現況は草だらけですが、特に問題ないと思います。

〇議長（市川委員）　はい、ありがとうございます。第４項は先ほど事務局から報告があった通りです。

続きまして、第５項から第７項、澤井委員さん如何でしょうか。

〇委員（澤井委員）　はい、１４日に現地確認に行きました。ここは前からある梨山の跡と、案内図の２０ページは梨畑の跡に柿の木が何本か植わっていて下草が出ていたんですが、住宅用地ということで問題ないと思います。

〇議長（市川委員）　はい、ありがとうございます。第８項も先ほど事務局から報告があった通りです。

第１項から第８項について、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第１項から第８項の報告を了承することにいたします。

次に、「第３号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請の件数は１件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第３号議題の説明文

第３号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第１項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、美好町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、農業の主たる従事者、同所、〇〇〇。買取り申し出生産緑地は、分梅町〇の〇〇の〇，〇，〇の合計３筆、田、

１，３０１平方メートル。

２４、２５ページは○○氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、２６ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんにお願いしています。

○事務局（椹澤事務職員）　はい、会長、第３号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第１項の現地の確認は松村委員さんにお願いしています。

以上、よろしくお願いします。

○議長（市川委員）　はい、では、第１項、松村委員さん如何でしょうか。

○委員（松村委員）　はい、案内図の２６ページです。３月７日に現地確認に行って参りました。特にゴミや他の残置物なども無く、耕うんはしていませんが平たくきれいになっていたので、問題ないと思います。

○議長（市川委員）　はい、ありがとうございます。第１項について、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第１項は証明することにいたします。

次に、「第４号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請の件数は２件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第４号議題の説明文

第４号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第１項、次の者が令和４年１月６日から令和７年２月１８日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町○の○○の○、○○○、土地の所在は若松町○の○の○、畑、１，２７６平方メートル。

第２項、次の者が令和４年４月６日から令和７年３月３日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台○の○○の○、○○○○、土地の所在は朝日町○の○○の○、○○の○、○○の○○他、白糸台○の○○の○、○○の○，○○，○○から○○他の合計１３筆、畑、５，７０９．４６平方メートル。

２８、２９ページは○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、ぶどう等を生産しています。

３０ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、大室委員さんにお願いします。

３１、３２ページは○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で栗、ブルーベリーを生産しています。

３３ページから３５ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さんにお願いしいます。

○事務局（椹澤事務職員）　はい、会長、第４号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第１項の現地の確認は大室委員さんにお願いしています。

第２項の現地の確認は戸井田委員さんにお願いしています。

以上、よろしくお願いします。

○議長（市川委員）　第１項、大室委員さん如何でしょうか。

○委員（大室委員）　はい、案内図の３０ページになりまして、現地確認は３月１１日に行って参りました。ぶどう棚でぶどうが作られていて、下草もなく良く管理されており全く問題ありません。

○議長（市川委員）　はい、ありがとうございます。続きまして、第２項、戸井田委員さん如何でしょうか。

○委員（戸井田委員）　はい、案内図は３３から３５ページになります。全面栗畑になっており、きれいに管理されておりました。３４ページの該当地はこちらも栗畑になっており、きれいに管理されておりました。３５ページの当該地は全体がブルーベリー畑になっておりまして、きれいに手入れされていていずれも問題ありません。

○議長（市川委員）　他に、ご意見等ございますか。（「意義なし」の声）

ご意見等がないようですので、第１項、第２項は証明することにいたします。

次に、「第５号議題、都市農地の貸借に係る事業計画の認定について」を議題とします。認定申請件数は６件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第５号議題の説明文

第５号議題、都市農地の貸借に係る事業計画の認定について。

３７ページ、第１項、別記、１の申請者の使用借人は押立町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、使用貸人は押立町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇。

２の土地の所在等は押立町〇の〇〇の〇，〇の合計２筆、田、８５２平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の設定期間は令和７年４月１日から令和１２年3月３１日までの５年間となっています。

３の使用借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、３，７３６平方メートル。

４の使用借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、合計４，５８８平方メートル。

３８ページの事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、項目２の認定要件の予備審査において、いずれも適としております。

認定要件の予備審査の項目１と２は、４１ページの認定申請書の事業計画３「都市農地における耕作の事業の内容のイ」。

予備審査の項目３は、４３ページの一番下の６「周辺地域との関係」。

予備審査の項目４は、４２ページの５の１「申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況」と４３ページの５の２「申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況」で、それぞれ確認し、適としています。

４４ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は榎本委員さんにお願いしています。

４５ページ、第２項、別記、１の申請者の使用借人は四谷〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、使用貸人は西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇。

２の土地の所在等は日新町〇の〇〇の〇、畑、１，０００平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の設定期間は令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間となっています。

３の使用借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、７，９７９，６１平方メートル。

４の使用借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、合計

８，９７９．６１平方メートル。

４６ページの事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、項目２の認定要件の予備審査において、いずれも適としております。

認定要件の予備審査の項目１と２は、４９ページの認定申請書の事業計画３「都市農地における耕作の事業の内容のイ」。

予備審査の項目３は、５１ページの一番下の６「周辺地域との関係」。

予備審査の項目４は、５０ページの５の１「申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況」と５１ページの５の２「申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況」で、それぞれ確認し、適としています。

５２ページの案内図は当該地を示しております。

５３ページ、第３項、別記、１の申請者の使用借人は分梅町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、使用貸人は西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇。

２の土地の所在等は西府町〇の〇〇の〇，〇の合計２筆、畑、２，０１５平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の設定期間は令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間となっています。

３の使用借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、１９，２１５平方メートル。

４の使用借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、合計２１，２３０平方メートル。

５４ページの事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、項目２の認定要件の予備審査において、適としております。

認定要件の予備審査の項目１は、５７ページの認定申請書の事業計画３「都市農地における耕作の事業の内容」のイ、ロの⑴、ロの⑵で、それぞれ確認し、適としています。

５８ページの案内図は当該地を示しております。

以上の第２項、第３項の現地の確認は市川光委員さんにお願いしています。

５９ページ、第４項、別記、１の申請者の使用借人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、使用貸人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇。

２の土地の所在等は紅葉丘○の○の○、畑、１，００３平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の設定期間は令和７年４月１日から令和　１２年３月３１日までの５年間となっています。

３の使用借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、９，１９７平方メートル。

４の使用借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、合計１０，２００平方メートル。

６０ページの事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、項目２の認定要件の予備審査において、いずれも適としております。

認定要件の予備審査の項目１と２は、６３ページの認定申請書の事業計画３「都市農地における耕作の事業の内容のイ」。

予備審査の項目３は、６５ページの一番下の６「周辺地域との関係」。

予備審査の項目４は、６４ページの５の１「申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況」と６５ページの５の２「申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況」で、それぞれ確認し、適としています。

６６ページの案内図は当該地を示しております。

６７ページ、第５項、別記、１の申請者の使用借人は白糸台○の○○の○、○○○○、使用貸人は白糸台○の○○の○、○○○○。

２の土地の所在等は紅葉丘○の○の○，○の合計２筆、畑、１，４７３平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の設定期間は令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間となっています。

３の使用借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、２，０５９平方メートル。

４の使用借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、合計３，５３２平方メートル。

６８ページの事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、項目２の認定要件の予備審査において、いずれも適としております。

認定要件の予備審査の項目１と２は、７１ページの認定申請書の事業計画３「都市農地における耕作の事業の内容のイ」。

予備審査の項目３は、７３ページの一番下の６「周辺地域との関係」。

予備審査の項目４は、７２ページの５の１「申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況」と７３ページの５の２「申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況」で、それぞれ確認し、適としています。

７４ページの案内図は当該地を示しております。

７５ページ、第６項、別記、１の申請者の使用借人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、使用貸人は白糸台〇の〇の〇、〇〇〇。

２の土地の所在等は紅葉丘〇の〇〇の〇、〇〇の〇，〇，〇の合計４筆、畑、１，９９０平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の設定期間は令和７年５月１日から令和１２年４月３０日までの５年間となっています。

３の使用借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況と４の使用借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、いずれも合計１０，２００平方メートルとなっており、使用貸借権の更新となります。

７６ページの事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、項目２の認定要件の予備審査において、いずれも適としております。

認定要件の予備審査の項目１と２は、７９ページの認定申請書の事業計画３「都市農地における耕作の事業の内容のイ」。

予備審査の項目３は、８１ページの一番下の６「周辺地域との関係」。

予備審査の項目４は、８０ページの５の１「申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況」と８１ページの５の２「申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況」で、それぞれ確認し、適としています。

８２ページの案内図は当該地を示しております。

以上の第４項から第６項の現地の確認は糟谷委員さんにお願いしています。

〇事務局（椹澤事務職員） はい、会長、第５号議題、都市農地の貸借に係る事業計画の認定について

第１項の現地の確認は榎本委員さんにお願いしていましたが、委員さんは本日欠席となりまして、現地は毎日のように見ておりますが、きれいに耕作され問題ないとの連絡をいただいています。

第２項、第３項の現地の確認は市川光委員さんにお願いしています。

第４項から第６項の現地の確認は糟谷委員さんにお願いしていましたが、委員さんは本日欠席となりまして、それぞれの現地確認に行きましたが、いずれも肥培管理が良く特に問題ないとの連絡をいただいています。

以上、よろしくお願いします。

○議長（市川委員）　第１項は先ほど事務局から報告があった通りです。

続きまして、第２項および第３項、市川光委員さん如何でしょうか。

○委員（市川光委員）　はい、案内図は５２ページです。借りる方は今西部地区で一生懸命農業をやっている方です。貸す方は高齢になり、ご家族も含め耕作が難しくなったようで、貸借されることになったようです。現地確認は３月１８日に行って来ました。こちらは以前土地区画整理事業を行いまして、田んぼと畑を区分けして畑になったところで、赤土の細かいのが盛土になっていて、トラクターでよく耕してあり、草もほとんど生えておらず、西高の裏側で民家も少なく特に問題ありません。

案内図の５８ページですが、こちらは貸主が同じで、借主がＪＡマインズになります。約２反で、昨年あたりから麦が等間隔で植わっていて、若干草がありますが特に問題ないと思います。

○議長（市川委員）　はい、ありがとうございます。第４項から第６項は先ほど事務局から報告があった通りです。

他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第１項から第６項の事業計画は認定することにいたします。

次に、８「その他」に入ります。

はじめに（１）資料ナンバー１の「生産緑地地区の制限解除について」ですが、何かございますか。（…）

なければ、（２）資料ナンバー２の「３月度活動報告について」ですが、何かございますか。２月末に農業委員会総会がありました。３月８日に主任職員協議会に事務局が参加しております。３月１０日に簿記講習会。３月１７日に東京都農業会

議の総会がありまして、私と時田局長が参加しました。令和６年度の収支予算から令和７年度の事業計画と収支予算の説明がございました。当日は東京都の都市農業の担当課長も参加されまして、都市農業の振興のために生産緑地の貸借の奨励金をもっと引き上げるようなことを言っていました。また、夏の猛暑対策ですとか、害虫対策とか、税制関係の農地を守るための対策、以前から国への要望書の中で取り上げてはいますが、改善されるまで何度も国へ要望をしていくとのことでした。（…）

なければ、（３）資料ナンバー３の「令和７年度府中市農業委員会活動指（案）」になります。事務局から説明をお願いします。

〇事務局（時田局長） はい、会長、「令和７年度府中市農業委員会活動指針（案）」につきまして、ご説明をいたします。

資料ナンバー３をご覧ください。この指針は記載の通り農業委員会法に定める目的を達成するために、都市農地の保全・発展を目標に定めるものになります。

１、基本方針ですが、都市農業の厳しさが増す中で府中市の農業は、新鮮で安全な農産物を市民に供給するばかりではなく、緑の農地が都市に潤いと安らぎを提供する存在として、市民の貴重な財産となっています。農業者が守り育ててきた都市農業を将来にわたって安定的に継続していくためには、さまざまな主体が連携・協力した取り組みが必要となります。府中市では第４次府中市農業振興計画の中で、府中農業の将来像を、「地域と共存し、未来へつなぐ、魅力あふれる府中の農業」と定め、様々な施策を展開しているところで、農業委員会もそうした連携を図ることや、地域社会に貢献していくための課題に取り組むこととしています。また、生産緑地の有効活用を推進することが農地保全に大きく寄与することから、関係機関との協働により都市農地貸借円滑化法による貸借を推進していくということを記載いたしました。

２、重点活動等ですが、（１）特定生産緑地をはじめとした農地の有効活用の推進。基本方針と同様ですが、令和７年度から農政の新たな取り組みとして、新規の農地の貸借に対して奨励金を支出する事業を始めたいと考えています。（２）農地等の利用の最適化を推進する活動については、農業委員会法に位置付けられる「農地等の利用の最適化を推進する活動」に具体的な目標を定め、農業委員会組織活動及び農業委員による地域活動を進めたいと思います。（３）遊休農地の発生防止に関する目標及び評価方法については、先ほどの農地等の利用最適化を推進する活動

として、後ほど説明します ３.（２）のア及びイにより、遊休農地の発生防止に取り組むこととしています。表の説明は割愛いたします。（４）農業者の意見集約と関係行政機関等への意見の提出については、農業委員会は農業者の意見を集約し関係行政機関等に対し適宜意見の提出を行い、農地・農業に関する施策の改善につなげると記載しています。（５）農業後継者等に新たな担い手への支援活動については、農業後継者をはじめとした新たな担い手に対して支援を行うことや、認定農業者制度、市独自の准認定農業者制度の周知を図り、魅力ある農業経営の支援をしていくこととしています。（６）農業者や地域住民に向けた情報活動の推進については、農業委員会の活動や地域農業等を広く知らしめるために、農業委員会だよりを始め様々な媒体を活用して情報提供・情報発信を展開していくこととしています。

３、各種活動（１）農業委員会組織活動について、ア 農業経営支援活動として記載の４項目、またイ 農業と市民との架け橋活動として２項目を記載しておりまして、内容は昨年度と同様です。（２）農業委員日常活動については、アからオまで全て昨年度と内容が同様ですので説明は割愛させていただきますが、このうち、アの農地の肥培管理等利用促進、イの農業委員活動記録カードの活用推進については、先ほどの遊休農地発生防止のための具体的な取り組み内容になります。（３）各種団体や関係機関との連携については、東京都を始め関係機関と連携・協力をしてネットワーク化による体制の構築を図り、都市農業の推進に努めるということを記載しています。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

〇議長（市川委員）　はい、説明が終わりました。質問等ございますか。(…)

〇議員（戸井田委員）　はい、農業委員会の中で獣害対策とか、農業認定者への支援とか書かれてますけど、東京都支援での認定農業者への支援はありますけど、規模が大きすぎるとか、例えば申請してから実施まで２年ほどかかるとか、さまざまな問題があるんですね、それは事務局が東京都からこういう風にやってくださいという補助だからだと思いますけど、もう少し弾力的な運用が出来ないのかと思っていて、そういうことを東京都に会議の場とかで要望していただきたいと思います。また、獣害については環境分野の課が一般住宅はやっていて、農地は農政がやっていますが、それを一本化してもう少し利用しやすいようにしていただくと大変ありがたい。そのような要望等喫緊の課題を関係機関にどのように話を持っていくかなどをお聞きしたい。

〇事務局（時田局長）　はい、どういうシステムが一番いいかというのは、課題かなと思いますが、現状として私共のような各市の農業委員会が農業会議に意見をしまして農業会議から東京都に伝えたり、国に要望を出すということでまとめて行動しており、市単独で都に出したり国に出したりはしていません。今おっしゃられた中で、さかのぼりましてまず認定農業者の制度ですが、市独自の准認定農業者制度というのがございまして、目標の金額等をだいぶ緩やかなものにさせてもらいながら、准認定農業者にも枠を広げて、それに該当すれば市の補助金の対象にし、支援をしているところです。国がやっている認定農業者の制度について弾力的にはなかなか難しいかと思いますが、ご意見として承ります。

続いて害獣対策についてですが、今日も紅葉丘の農家さんでネズミ対策の話があるということで、これから聞きに行きたいと思っていますが、農業委員会の場でも皆様から様々なご意見をいただいておりまして、来年度予算として獣害対策は増やして対応できるように考えております。ご指摘の通り環境政策課で住宅の獣害対策をやっておりますが、これをいっしょくたにしますとあまりよろしくないかと思いまして、農政は農政で予算を敢行して農地の分で対応していきたいと思っております。

〇議員（戸井田委員）　はい、私が言いたいのは様々な問題を意見が出たらそれをすぐ吸い上げて、それをどういう形で実現していくかというプロセスが、確立しているようなしてないような、そういうのがたまたま見られるんですよね。ですから細かい獣害対策がどうのこうのとかは言いませんけど、その年度、遅くとも翌年度には対策が出ているような形に出来ればありがたいと思います。よろしくお願いします。

〇事務局（時田局長）　はい、来年度の話をいま申し上げましたが、ハクビシンとかタヌキとかの被害がいま多くて、箱罠の設置を進めたいというような予算の内容なんですが、それ以外にネズミの被害などが増えているという話も聞きますので、どういう対策がいいかというのは、私共にも分からないものがあるので農業委員会総会ではなくても、ぜひお話をさせてください。

〇議長（市川委員）　はい、獣害・害虫関係でネズミが入っていないですよね。ハクビシンとアライグマとタヌキの３種類しかないんですよ。もう少しその辺を見直す必要があるような気もします。

〇事務局（時田局長） はい、いま会長が申し上げた３種類の他に、アナグマの被害があって来年度はそちらも対象になります。
〇議長（市川委員） はい、ネズミの被害も今年はどうなることやら、心配でしょうがない。
〇議員（千金楽委員） はい、さっきアナグマっておっしゃいましたけど、アナグマって日本にずっと昔からいる動物で、農工大の森に棲んでいるらしいです。農工大には畑もいっぱいあって果物いっぱいも採れるのですが、特に被害はないみたいで、多分被害が出ているのはアライグマじゃないかと思いますので、アナグマを駆除するってことは自然破壊になると思います。。
〇事務局（時田局長） はい、許可の内容が違い、別の許可が必要だと聞いておりますが、実際わなにいくとアナグマが掛かっていて、現状でいくと許可を得ていないのでリリースするしかないです。
〇議員（千金楽委員） はい、農工大の教授によると、リリースしても問題ないと言っていました。もし害があるとしたら穴を掘ることなのかも知れません。
〇議員（市川光委員） はい、２ページの遊休農地の解消の目標の表に管内の農地面積っていうのは、現状の耕作している農地面積ということでよろしいですか。それに伴って面積が書いてあるんですけど、相続が発生する都度、農地が減りますが、４年後の目標の８年度には１０ヘクタール位減となっていますが、これは過去の減少率などのデータをもとにパソコン等で算出したものですか。
〇事務局（時田局長） はい、数値は昨年度と全く同じ数字で令和４年度が基準で、それでどう推移するか出しているものになります。
〇議長（市川委員） 他にないかご意見がありますでしょうか。（…）
それでは、案の字を消していただき、本年度はこの指針に基づき活動をしてまいります。
次に、（５）のその他ですが、委員さんから何かありますか。（…）
はい、なければ、事務局から何かありますか。（…）
〇事務局（原口事務職員） はい、会長、本日お配りしましたが、令和４年２月に、農林水産省より「農業委員会による最適化活動の推進等について」が発出され、農業委員会活動の目標設定や点検、活動記録の徹底が改めて示され、このたび令和６年度に向けて、農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録推進要領が定められましたので、同推進要領及び農業委員活動記録カードを配布させていただきました。

農業委員活動記録カードについての補足説明です。総会がア、農業者大会や褒章式典や研修・会議等に出席されたらイ、農業まつりなど市民との交流はエ、農転や納税猶予等の現地確認はオ、日常の農地の見まわりはカが該当します。なお、日常的な見回りについては緑のファイルに件数をご記入いただき、重点的に見た場合はこちらにご記入ください。

例年、アの総会や、オの現地確認については多くの方が記入されていらっしゃいますが、イの会議・研修、エの農業まつり等市民との交流の記載がされていないケースが多く見られます。こちらの活動記録カードは、年度末に件数を取りまとめて東京都農業会議に報告しますので、漏れなく記入していただけますようよろしくお願いいたします。１枚に複数件書いていただいてもこちらで個別に入力しますので構いません。

もう一点、会長から後ほどご案内があるかと思いますが、次回の総会４月２２日、火曜日の１８時からコンチネンタルホテル府中にて懇親会を予定しております。会費は5,０００円になります。本日の時点でご都合が悪い方がいらっしゃいましたら後ほどお伝えください。後日、ご都合が悪くなった際には都度お電話ください。

〇議長（市川委員）　以前、花見会と称して、職員の歓送迎会と、表彰された方をご招待していたもので、事務局とも相談いたします。

では「次回の総会開催日」ですが、次回は４月２２日、火曜日、午後４時から今回と変わり４階の会議室となりますのでご出席をお願いします。

それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第２１回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

午後３時１３分閉会